

## 技能検定試験「化粧フィルム工事作業」が 平成30年前期実施へ順調に準備が進む

厚生労働省が所管する国家検定制度「技能検定」において、新たな技能として「内装仕上げ施工・化粧フィルム工事作業」が、平成30年前期よりスタートする予定である。現在それに向けた各種作業を、中央職業能力開発協会(JAVADA)とともに日装連・内装士教育資格委員会(小坂田達郎担当副理事長・久保田清委員長)も協力しながら進めているが、その経過は順調そのものだ。

正式に「化粧フィルム工事作業」がスタートすることとなれば、全国各組合において技能検定試験に向けた実務的な作業が必要になってくる。そこで今号では、「化粧フィルム工事作業」の国家検定制度化に向けたスケジュール、および各組合における作業内容を紹介したい。

現在、内装仕上業界を取り巻く環境は、単価の下落や技能者不足に悩まされるなど大変厳しい状況にある。特に壁紙は単価下落に歯止めがかからず、処遇面での対応もなかなか向上せず、若者の成り手が減少してしまっているのが実情だ。

こうした状況を打開する可能性のある商材として期待が高まっているのが、ダイノックやリアテックに代表される化粧フィルムである。新しい商材のため施工単価が維持されている他、壁紙のように大掛かりな設備が不要でかつ軽量であることから、女性でも十分に施工が可能であり、技能者不足の解消にもつながると期待されている。また市場性も、新規大型物件だけでなく、今後増加する大型物件リニューアル工事に最適な商材であることから、大きく拡大していくことが見込まれている。

しかし、現状ではメーカー主導の施工指導が先行し、業界による統一した施工方法が確立されていなかった。そこで日装連の提案により、内装仕上施工のジャンルによる、技能検定化が図られることとなったわけだ。

「最前線探訪」にご登場いただいた青森組合や神奈川組合などが、すでに「化粧フィルム工事作業」の実施を表明しているが、同様に積極的に取り組もうと考えている組合は多いだろう。

### 実施する組合は「技能検定員」養成が必要

それでは、まずは「化粧フィルム工事作業」が技能検定化されるまでのスケジュールであるが、本年4月号にて既報の通り、技能検定化の方向性が示されて以降、日装連から5名の「中央技能検定員」を派遣し、JAVADAとともに実技試験及び学科試験の実施内容、合否判定基準等を検討してきたが、現在はその内容がほぼ固まってきているという段階まできている。

次のステップは、その実技試験案を基に、選出された技能者により、実際の技能検定(1級・2級)を行う「試行試験」(トライアル試験)を実施する予定である。

「試行試験」後に、再度実技試験の内容を討議し、必要であれば修正を加え、「化粧フィルム工事作業」の実技試験内容が決定される。

その後、実際の検定試験を運営する各都道府県の職業能力開発協会(以下、能開)に、平成30年前期における「化粧フィルム工事作業」実施の内示が行われ、各都道府県において実施するかどうかの判断を行う。各都道府県の決定後、JAVADAが正式に「化粧フィルム工事作業」の公示を行い、平成30年前期の技能検定試験が実施される、という流れである。

続いて各組合のすべきことだが、その出番はJAVADAから各都道府県の能開への内示が行われてからはじまる。内示後に能開から、各地域における協力団体(日装連を含む)に対して実施についての打診がある。その時点で、各組合は初年度から実施できるのか、見送るのかといった判断をしなくてはならない。

実施を決定した組合は、次に検定試験で合否判定をする「技能検定員」を養成する必要がある。これについては日装連が開催する「技能検定員養成講習会」(時期・会場は後日発表するが、全国で4カ所、仙台、東京、大阪、福岡を予定/講師は日装連にて選任された「技能普及委員」4名の計画)に、組合で選定した技能者を受講者として派遣し、「技能検定員」の資格を取得させる。検定員は各都道府県で最低3名必要となる。

無事に検定員養成講習会を修了すると、受講者に「技能検定員」としての資格が委嘱され、各都道府県の能開と打ち合わせた後に、各組合において「技能検定員」の候補者を選任する。その後、全国の検定員を対象に行われる「水準調整会議」(合否判定の平準化のための会議・来年5月開催)に参加して合否判定のための講習を受ける。

ちなみに技能検定員は3年後には1級技能者の資格が取得できる。

それから各組合は、「準備講習」(地域で一般的にトライアル試験と呼ぶ)の実施など、壁装作業やプラスチック系床仕上げ工事と同じような経過を経て、平成30年前期の本番を迎えるというわけだ。

この他、受験資格は他の技能と同様に1級が実務経験7年以上、2級が2年以上となる。もちろん所属する都道府県で検定試験がない場合は他県にて受験が可能だ。

なお検定員養成講習会の日程・会場や、各組合で行う「準備講習」の実施方法、そのための試験架台の作成など「化粧フィルム工事作業」に関する情報は、日装連より随時、適宜に各組合に発信していく計画であるので、今後の各組合への連絡には注意していただきたい。

#### ※[「化粧フィルム工事作業」実施するまでのスケジュール](#)

日装連新聞(第484号)より引用